

医政発0519第6号
令和4年5月19日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正について

今般、保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「指定規則」という。）が令和2年10月30日に公布され令和3年4月1日（指定規則別表3の2の改正規定は令和4年4月1日）から施行されたこと等を受けて、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」（平成17年3月24日付け医政発第0324007号厚生労働省医政局長通知）の一部を別紙のとおり改正し、保健師助産師国家試験受験資格認定及び理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定の改正部分については令和5年4月1日、看護師国家試験受験資格認定、診療放射線技師国家試験受験資格認定及び臨床検査技師国家試験受験資格認定の改正部分については令和6年4月1日から、臨床工学技士国家試験受験資格認定の改正部分については令和7年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、改正の内容について御了知いただき、貴管内の保健所設置市、特別区及び関係団体等に周知方願いたい。

「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」の一部改正に係る新旧対照表

(平成 17 年 3 月 24 日医政発 0324007 号 厚生労働省医政局長通知)

最終改正令和 3 年 6 月 2 日医政発 0602 第 8 号

(適用日は保健師、助産師及び理学療法士／作業療法士については令和 5 年 4 月 1 日、看護師、診療放射線技師及び臨床検査技師については令和 6 年 4 月 1 日、臨床工学技士については令和 7 年 4 月 1 日)

新	旧
<p>看護師国家試験受験資格認定</p> <p>3. 認定基準 (中略)</p> <p>(1) 外国看護師学校養成所の修業年限等</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 外国看護師学校養成所の修業年限 3 年以上、又は同等と認められる者</p> <p>ウ) (略)</p> <p>(2) 教育科目の単位数 <u>履修単位数(各授業科目の単位の計算方法については大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 21 条第 2 項に定める基準に相当すること。)</u>の合計が <u>102 単位</u>以上で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の単位数を概ね満たすこと。</p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4. 必要書類 (中略)</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 における教育内容と</p>	<p>看護師国家試験受験資格認定</p> <p>3. 認定基準 (中略)</p> <p>(1) 外国看護師学校養成所の修業年限</p> <p>ア) (略)</p> <p>イ) 外国看護師学校養成所の修業年限 3 年以上</p> <p>ウ) (略)</p> <p>(2) 教育科目の履修時間 <u>履修時間の合計が 97 単位以上(3,000 時間以上)</u>で、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)等に規定する基礎分野、専門基礎分野、<u>専門分野 I、専門分野 II 及び統合分野の単位数及び時間数を概ね満たすこと。</u></p> <p>(3) ~ (7) (略)</p> <p>4. 必要書類 (中略)</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 3 における教育内容と</p>

卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（履修科目は基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

(8) ~ (10) (略)

保健師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) 外国保健師学校養成所の修業年限等

(中略)

① 以下の要件を満たすこと

ア) (略)

イ) 外国保健師学校養成所の修業年限
1年以上、又は同等と認められる者

ウ) (略)

② 保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあつては、以下の要件を満たすこと

ア) (略)

イ) 保健師と看護師の統合カリキュラムを有する外国看護師学校養成所の修業年限
4年以上、又は同等と認められる者

③ 当該国において、保健師の免許制度が無い場合にあつては、①及び②にかかわらず、該当する教育内容と履修単位数が日本と同等以上であること

(2) 教育科目の単位数

外国保健師学校養成所の修業年限が1年以上の場合は、履修単位数

卒業した外国の看護師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（履修科目は基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。）

(8) ~ (10) (略)

保健師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) 外国保健師学校養成所の修業年限

(中略)

① 以下の要件を満たすこと

ア) (略)

イ) 外国保健師学校養成所の修業年限
1年以上

ウ) (略)

② 保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあつては、以下の要件を満たすこと

ア) (略)

イ) 保健師と看護師の統合カリキュラムを有する外国看護師学校養成所の修業年限
4年以上

③ 当該国において、保健師の免許制度が無い場合にあつては、①及び②にかかわらず、該当する教育内容と履修単位数・時間数が日本と同等以上であること

(2) 教育科目の履修時間

外国保健師学校養成所の修業年限が1年以上の場合は、履修時間の

（各授業科目の単位の計算方法については大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項に定める基準に相当すること。）の合計が 31 単位以上、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修単位数の合計が 128 単位以上で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと

(3) ~ (7) (略)

4. 必要書類

(中略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 1 における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（履修科目は公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論及び臨地実習の別がわかるように記載すること。また、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっては、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の別がわかるように記載すること。ただし、講義と臨地実習を区別すること。）

(8) ~ (10) (略)

助産師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) 外国助産師学校養成所の修業年限等

(中略)

合計が 28 単位以上（890 時間以上）、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が 122 単位以上（3,790 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと

(3) ~ (7) (略)

4. 必要書類

(中略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表 1 における教育内容と卒業した外国保健師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表（履修科目は公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論及び臨地実習の別（平成 23 年 9 月 15 日以前に申請した者については、履修科目は地域看護学、疫学、保健統計学、保健福祉行政論及び臨地実習の別）がわかるように記載すること。また、保健師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっては、基礎分野、専門基礎分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の別がわかるように記載すること。ただし、講義と臨地実習を区別すること。）

(8) ~ (10) (略)

助産師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) 外国助産師学校の修業年限

(中略)

① 以下の要件を満たすこと

ア) (略)

イ) 外国助産師学校養成所の修業年限
1年以上、又は同等と認められる者

ウ) (略)

② 助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあつては、以下の要件を満たすこと

ア) 助産師と看護師の統合カリキュラムを有する外国看護師学校養成所の入学資格高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）、又は同等と認められる者

イ) 助産師と看護師の統合カリキュラムを有する外国看護師学校養成所の修業年限
4年以上、又は同等と認められる者

③ 当該国において、助産師の免許制度が無い場合にあつては、①及び②にかかわらず、該当する教育内容と履修単位数が日本と同等以上であること

(2) 教育科目の単位数

外国助産師学校養成所の修業年限が 1 年以上の場合は、履修単位数（各授業科目の単位の計算方法については大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 21 条第 2 項に相当すること。）の合計が 31 単位以上、助産師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修単位数の合計が 130 単位以上で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3) ~ (7) (略)

4. 必要書類

① 以下の要件を満たすこと

ア) (略)

イ) 外国助産師学校養成所の修業年限
1年以上

ウ) (略)

② 助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあつては、以下の要件を満たすこと

ア) 助産師と看護師の統合カリキュラムを有する外国看護師学校養成所の入学資格
高等学校卒業以上（修業年限 12 年以上）、又は同等と認められる者

イ) 助産師と看護師の統合カリキュラムを有する外国看護師学校養成所の修業年限
4年以上

③ 当該国において、助産師の免許制度が無い場合にあつては、①及び②にかかわらず、該当する教育内容と履修単位数・時間数が日本と同等以上であること

(2) 教育科目の履修時間

外国助産師学校養成所の修業年限が 1 年以上の場合は、履修時間の合計が 28 単位以上（930 時間以上）、助産師と看護師の統合カリキュラムの場合は、履修時間の合計が 124 単位以上（3,955 時間以上）で保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号）等に規定する教育内容を概ね満たすこと。

(3) ~ (7) (略)

4 必要書類

(中略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表2における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(履修科目は基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理及び臨地実習の別がわかるように記載すること。また、助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっては、基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の別がわかるように記載すること。ただし、講義と臨地実習を区別すること。)

(8) ~ (10) (略)

診療放射線技師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

単位又は授業時間の合計が 102 単位又は 2842 時間以上で、診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第4号)等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

ただし、単位数を計算するに当たっては、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間以上、実験、実習及び実技については30時間以上を満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

臨床検査技師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(中略)

(1) ~ (6) (略)

(7) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則別表2における教育内容と卒業した外国助産師学校養成所の履修科目、単位数及び時間数の対照表(履修科目は基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理及び臨地実習の別がわかるように記載すること。また助産師と看護師の統合カリキュラムの場合にあっては、基礎分野、基礎専門分野、専門分野Ⅰ、専門分野Ⅱ及び統合分野の別がわかるように記載すること。ただし、講義と臨地実習を区別すること。)

(8) ~ (10) (略)

診療放射線技師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2600 時間以上で、診療放射線技師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第4号)等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

臨床検査技師国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

単位又は授業時間の合計が 102 単位又は 2682 時間以上で、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

ただし、単位数を計算するに当たっては、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間以上、実験、実習及び実技については 30 時間以上を満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

理学療法士については、単位又は授業時間の合計が 101 単位又は 2680 時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成所指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数（又は時間数）を概ね満たすこと。

ただし、単位数を計算するに当たっては、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間以上、実験、実習及び実技については 30 時間以上を満たすこと。

作業療法士については、単位又は授業時間の合計が 101 単位又は 2713 時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成所指定規則等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

ただし、単位数を計算するに当たっては、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間以上、実験、実習及び実技については 30 時間

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

授業時間の合計が 2400 時間以上で、臨床検査技師学校養成所指定規則（昭和 45 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

理学療法士／作業療法士国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 教育科目の履修時間

理学療法士については、授業時間の合計が 2430 時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成所指定規則（昭和 41 年文部省・厚生省令第 3 号）等に規定する専門科目の単位数（又は時間数）を概ね満たすこと。

作業療法士については、授業時間の合計が 2460 時間以上で、理学療法士作業療法士学校養成所指定規則等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

以上を満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

臨床工学技士国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 専門科目の授業時間

単位又は授業時間の合計が 101 単位又は 2875 時間以上で、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

ただし、単位数を計算するに当たっては、1 単位の授業時間数は、講義及び演習については 15 時間以上、実験、実習及び実技については 30 時間以上を満たすこと。

(3) ~ (5) (略)

(3) ~ (5) (略)

臨床工学技士国家試験受験資格認定

3. 認定基準

(中略)

(1) (略)

(2) 専門科目の授業時間

授業時間の合計が 2580 時間以上で、臨床工学技士学校養成所指定規則（昭和 63 年文部省・厚生省令第 2 号）等に規定する専門科目の単位数又は時間数を概ね満たすこと。

(3) ~ (5) (略)